

函 企 国

令和6年（2024年）10月2日

総務常任委員会委員 各位

企 画 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

配付資料 市有財産（もと道南青年の家（旧ロシア領事館））の売買契約に係る利用開始期限の延長について

（国際・地域交流課 TEL 21-3617）

市有財産（もと道南青年の家（旧ロシア領事館））の売買契約に係る利用開始期限の延長について

株式会社ソヴリンと令和3年(2021年)3月1日付けで締結したもと道南青年の家（旧ロシア領事館）に係る市有財産売買契約（以下「売買契約」という。）第11条第1項に規定している利用開始期限について、以下のとおり、株式会社ソヴリンより令和6年(2024年)10月1日付けで延長に関する報告があったので、お知らせします。

1 利用開始期限

(1) 売買契約上の利用開始期限

令和7年(2025年)3月8日

※売買物件の引渡しの日（令和3年3月9日）から4年以内

(2) 株式会社ソヴリンの報告による利用開始期限

令和7年9月30日

2 延長理由

もと道南青年の家（旧ロシア領事館）における想定外の老朽化に関する対応などにより時間を要するため

3 今後の対応

今後、株式会社ソヴリンから売買契約第11条第1項ただし書きに基づく利用開始期限の延長に関する申請が提出される予定のため、詳細を確認したうえ、承認の可否を判断する。